

平成19年10月24日

各局室長、教育長
消防長、各部長

市長

平成20年度当初予算編成について

1. 財政環境

(1) 経済情勢と国の予算

わが国の経済情勢は、企業部門の好調さが持続し、国内民間需要に支えられた景気拡大が続いており、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるが、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれる。平成20年度においても、こうした成長が減速するものの持続することが期待される。

こうしたなか、国の平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で、極めて重要な予算であるとして、「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、財政健全化の努力を継続していくこととしている。このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、基礎的財政収支の改善により、国債発行額を極力抑制することとしている。

(2) 本市の収支見通しと財政状況

本市の平成20年度の収支見通しについては、歳入においては、持続的な景気拡大、税制改正、税源移譲などにより市民税の増収が見込まれることや、固定資産税の償却資産でIT関連企業の大規模設備投資により大幅な増収が見込まれることから、市税全体では増収となる見込みである。一方、これに伴って普通交付税が引き続き不交付、特別交付税や普通交付税の振り替え措置である臨時財政対策債も、国の地方に対する財源抑制により大幅に減額となるなど、税収増を半減させるものであるが、一般財源総額では前年度に比べ増加する見込みである。

しかし、歳出においても、社会保障関係費である扶助費や国民健康保険特別会計等の民生関係特別会計への繰出金の増加が見込まれており、人件費においても、定年退職者の大幅増などで増加し、公債費が減少するものの義務的経費は増加する見込みである。さらに、妊婦健康診査事業、中学校給食事業などの新たな政策課題に取り組む「政策プラン」事業の充実・拡充経費及び平成20年4月からの保健所政令市への移行経費などの新たな財政需要が生じてくることから、経常経費の抑制に厳しく取り組まないと収支の均衡が図られない財政状況と見込ま

れる。

一方、債務等のストック面からの財政状況は、企業会計も含めた市債残高の累増や、これに伴う実質公債費比率が、平成18年度に続いて平成19年度でも国の起債許可基準である18%を大きく超える22.2%となるなど、債務残高が非常に高い状況となっており、極めて弾力性に欠ける厳しい財政運営となっている。

とりわけ190億円を超える土地開発公社の債務残高は、このまま放置すればさらに累増していくことになり、今後の金利状況や金融機関の動向によって、土地開発公社が破綻する事態ともなれば、債務を全額保証している本市にとっては、膨大な債務の弁済が発生することになり、まさに財政破綻を招きかねない大きな財政危機の要因となっている。

こうした厳しい財政状況を踏まえ、財政健全化のための取組みをより一層推進し、持続可能な財政運営を維持していくために、「不良資産処理」を先送りすることなく着実に進めていかなければならないものである。

平成20年度の予算編成においてはこうした認識に立ち、次に示す基本方針を踏まえ、当初予算編成にあたるものとする。

2. 基本方針

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方自治体の財政状況を客観的な財政指標を用いて判断し、基準を超える場合は早期の段階で財政の健全化の是正措置を講じ、それでも改善しない場合は国の管理下におかれる再生措置が講じられることになった。

この財政の健全度を判断する指標として、普通会計の単年度の収支状況だけでなく、土地開発公社・第3セクターを含めた市の負債総額を把握する指標等が採り入れられ管理されることになった。

この新しい指標は平成20年度決算から適用されるものであり、平成20年度予算は健全化を図る重要な予算となる。本市は、実質公債費比率が非常に高く、全会計の市債残高や土地開発公社の債務残高も非常に多額であることから、財政健全化団体の適用を受ける可能性が高いものである。

こうした状況の中で、10年後、20年後の自主自立した安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりのために、財政の健全化は必要不可欠であり、平成20年度予算は財政健全化を最重要課題として予算編成を行うものとする。

(1) 財政健全化の推進

歳入に見合った歳出の組み立てが不可欠であり、人件費の抑制、事務事業の見直しなど、より一層の経費削減を図るとともに、歳入の確保策について積極的に取組み、予算編成に反映させること。特に、新たな施策の財源は、原則として他の経費の削減により確保するものとする。

また、市債の活用については、実質公債費比率が22.2%と極めて高いことを念頭に、一般会計のみならず特別会計、企業会計の全会計において、将来の元利償還額を認識して後年度負担に十分配慮し抑制すること。債務負担行為についても、後年度負担を見据え事業の選択を図ること。

補助金、負担金等については、新たに補助金等の交付基準を策定するので、見直しを図るものとする。

土地開発公社の「不良資産処理」については、最優先させてその処理を加速させるものとする。

(2)第2次行政経営戦略プランの着実な推進

平成20年度予算は、「第2次行政経営戦略プラン」の2年目として、同プランに定める事業を着実に推進し、成果の達成を図るものとする。

特に、「政策プラン」事業については、喫緊の政策課題に対応するため、新規事業の採択や事業の見直し・拡充を図るとともに、「選択と集中」の考え方により、市全体として推進すべき重点事業と位置付け、重点的に財源配分を行う。

また、「行革プラン」の改革成果は「政策プラン」を実現するための財源として必要不可欠であり、「行革プラン」に掲げた改革事項を確実に実施するものとする。

(3)決算評価に基づく予算編成

平成20年度決算から、新たな財政健全化指標の適用を受けることから、決算を念頭に予算編成を行うものとする。

また、業務棚卸表により、平成18年度の決算、事業の評価を適切に行い、施策や事業の選択・優先順位付けを行うものとする。

各部局の責任のもとで自主的に予算編成を行うものとする。

(4)予算の適切な説明

予算に関連する土地開発公社の「不良資産処理」や平成20年4月からの下水道使用料改定など、市民に適切に説明を行い理解を得ることが不可欠であり、各職員においても市全体の問題として捉え、理解して、積極的に市民への説明に努めること。

また、各部局における予算等の情報についても、積極的かつ適切な市民への説明に努めること。

3 予算編成方法

(1)財源配分について

一般財源の総額を把握した上で、部局ごとに配分する「財源配分方式」による予算編成を行う。

財源配分にあたっては、以下のような考え方で配分する。

1. 財源は事前に調整して配分する特定配分経費と各部局の裁量に委ねる枠配分経費に大きく区分する。
2. 政策プランの事業については特定配分経費とし、事前調整して重点的に財源を配分する。
3. 義務的な扶助費、公債費、債務負担行為、選挙費、基金積立金等については特定配分経費とし、事前調整して配分する。
4. 人件費については、事務事業に係るコストという観点から枠配分経費に位置づける。なお、人件費と一般経費との組替えを認める。
5. 人件費や扶助費のうち政策的に増減可能なもの、一般政策経費、市単独投資的経費、施設維持管理経費、その他一般管理経費等については、枠配分経費とし、一定のシーリングを設定して配分する。

なお、各部局においては、シーリングの縮減率を各事業に一律に適用することなく、部内の調整方針等に沿って事業の優先化、重点的・効率的な配分を行うものとする。

6. 「政策プラン」の事業においては、3つの将来ビジョンに基づき重点事業を広く取り上げていることから、枠配分事業においては配分された一般財源を超過することなく予算を編成するものとする。

(2) 国の制度改革等に伴う再調整

今後の国の予算編成や制度改革の動向等によっては、本市財政を取り巻く環境が一層厳しい状況となることも予想される。国庫補助負担金の削減、地方財政制度の改正、市税収入の動向等によって、財源に大きく差異が生じる場合にあっては再調整を行う。

各部局にあっては、積極的に情報収集を図り、財源確保に努められたい。